

## 契約締結時点における設計単価変更の取扱いについて

### －取扱いの運用－

#### ○ 取扱いの運用

- ① 本取扱いは、工事請負契約書第 54 条(補則)又は業務委託契約書第 28 条(契約外の事項)に基づき事務処理するものとします。なお、受注者が変更協議を請求できる期間は、当初契約締結日(議会の議決を要する案件に関しては議決日)から起算し 30 日以内とします。
- ② 契約時点とは、当初契約締結日(議会の議決を要する案件に関しては議決日)とし、変更請負代金額の算出にあたっては、その日の属する月の設計単価を用いるものとします。ただし、工事着手前から一時中止を指示した場合は、再開を指示した日を契約締結時点として取扱います。
- ③ 仙台市単価等とは、設計単価として用いるため、仙台市設計基準策定委員会が策定した単価及び(一財)建設物価調査会、(一財)経済調査会が発刊する物価資料から策定した単価をいいます。
- ④ 受注者から請求があった日から概ね1ヶ月程度で変更契約を締結します。

#### ○ 予定価格算出から変更契約までのイメージ

